

Client Alert

2014年1月号(Vol.1)

1. はじめに
2. 知的財産法：電子出版権の創設に関する著作権法の改正動向について
3. 競争法／独禁法：消費者庁「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法の考え方」の案を公表
4. 環境・エネルギー：農山漁村再生可能エネルギー法の成立
5. 労働法：規制改革会議「労働時間規制の見直し」と「ジョブ型正社員の雇用ルール整備」について意見提示
6. 会社法：日本版スチュワードシップ・コード案の公表
7. 一般民事①：消費者裁判手続特例法の成立・公布について
8. 一般民事②：改正薬事法の成立・公布について
9. M&A：株式市場が上昇局面にあったことを考慮した価格決定事例
10. ファイナンス・ディスクロージャー：グループ内貸付と貸金業規制に関する最新のノーアクションレター
11. 税務：平成26年度税制改正大綱の概要
12. 中国・アジア：日本国及びミャンマー連邦共和国間の投資協定の締結について

1. はじめに

初春のお慶びを申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

森・濱田松本法律事務所では、これまで、製造業に属されるクライアントに皆様に対し製造業に関連する毎月のリーガルニュースを定期的に配信させていただき、大変ご好評をいただいております。また、製造業以外の業種に属されるクライアントの皆様からも、毎月のリーガルニュースの配信を望まれるお声を多く頂きました。

そこで、2014年からは、すべての業種のクライアントの皆様にご各分野のリーガルニュースを集めた「Client Alert」を配信させていただくこととし、このたび、2013年12月中のニュースを対象とした第1号を作成するに至りました。

今後、毎月のニュースを、翌月の第1週を目処として、定期的にご案内差し上げたいと思います。実務における一助としていただければ幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法：電子出版権の創設に関する著作権法の改正動向について

2013年12月、電子出版権の創設等に関する検討結果をまとめた報告書が、文化審議会著作権分科会の出版関連小委員会（文化庁）により公表されました。

現行著作権法では、いわゆる電子書籍については出版権が及ばない等、出版物に関するインターネット上の海賊版対策が不十分であるとの指摘が、出版業界を中心になされていきました。同報告書は、この点に関し、電子書籍に対応した出版権（電子出版権）を創設すべきであると結論づけています。これによれば、電子出版権の設定を受けた者（紙媒体の出版者に限定されません。）は、インターネット上の海賊版に対し、差止請求等を行うことが可能となります。

なお、同委員会における議論の過程では、企業内複製やイントラネット等による利用等の、頒布（譲渡や貸与）を目的としない利用についても出版権の効力が及ぶよう法改正を行うべきであるとの意見も出されましたが、反対意見が多かったことから、見送られています。

現在、同報告書に沿った立法作業が行われており、今通常国会に、電子出版権の創設を含んだ著作権法の改正法案が提出される見込みです。

<参考資料>

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_09/pdf/shiryo_1.pdf

弁護士 吉羽 真一郎
☎ 03-6266-8506
✉ shinichiro.yoshiba@mhmjapan.com
弁護士 池村 聡
☎ 03-6266-8507
✉ satoshi.ikemura@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法：消費者庁「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法の考え方」の案を公表

昨年12月19日、消費者庁は「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法の考え方」の案（「本ガイドライン案」）を公表し、パブリックコメント手続に付しました。本ガイドライン案は、下記の消費者庁のウェブサイトにて公表されています。

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219_guideline_bosyu.pdf

飲食店におけるメニューや料理名等の表示は、従来から景品表示法上の不当表示規制に服していましたが、多種多様な食材や料理等を対象とした表示に関しては、具体的な考え方が明示されていませんでした。今般、ホテル、百貨店、レストラン等によりメニューや料理等に関する不適切な表示が相次いだことを受け、消費者庁が一定の考え方を示すこととなりました。

Client Alert

本ガイドライン案では、具体的なメニューや料理等について Q&A の形式で解説されており、一定の参考になります。例えば、実際はニジマスである「サーモントラウト」を「サーモン」と表示することは優良誤認表示に該当して問題であることや、その理由・考え方が明示されています。理由・考え方では、メニューや料理等の表示の是非を検討するに当たり、メニューや料理等について直接規定をしていない食品衛生法や JAS 法等の法令規則等を参照していることが明らかにされており、具体例に挙がっていないメニューや料理等について検討する際にも参考になります。

なお、本ガイドライン案に対するパブリックコメントの期限は 2014 年 1 月 27 日に設定されています。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 渥美 雅之
☎ 03-6266-8767
✉ masayuki.atsumi@mhmjapan.com

4. 環境・エネルギー：農山漁村再生可能エネルギー法の成立

2013 年 11 月 15 日、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（「農山漁村再生可能エネルギー法」）が成立し、同年 11 月 22 日に公布されました。同法は公布の日から 6 ヶ月以内に施行されることとされています。

同法は主として農山漁村地域で再生可能エネルギーの推進を図ることを目的としています。具体的には、各市町村が再生可能エネルギー設備の設置のための基本計画を策定することを前提に、①事業者がかかる基本計画に則った個別の事業計画を策定して、当該市町村の認定を受ける場合には、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許認可等の多くについて、事業者による個別の許認可等の取得は不要とされる（事業計画の認定手続の中で市町村が許認可権者と協議の上同意を得るものとされる。）とともに、②再生可能エネルギー設備の設置に要する土地の円滑な確保のために、土地権利者の同意を条件に、市町村が定めた所有権移転等の計画に沿って行われる農林地における所有権移転等の手続きが簡素化されることとなります。なお、基本計画策定に当たっては、事業者から市町村に対し、基本計画の策定についての提案をすることもできます。

日本では FIT 制度の導入を契機に再生可能エネルギーの導入が加速していますが、導入に際して許認可等の取得や土地の権利関係の調整に時間がかかる例も少なくありません。本法は、市町村の策定する基本計画の範囲内において、農地法や森林法、自然公園法、温泉法といった各種法律に基づく許認可等の取得手続をワンストップで実現することを可能にするものであり、所有権移転等の手続きの簡素化と併せ、再生可能エネルギーの導入にかかる時間と費用の節約につながり、再生可能エネルギー発電の推進に寄与するものと期待されます。

Client Alert

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmiapan.com

弁護士 武川 丈士
☎ +65-6593-9752 (シンガポールオフィス駐在)
✉ takeshi.mukawa@mhmiapan.com

弁護士 高宮 雄介
☎ 03-6266-8744
✉ yusuke.takamiya@mhmiapan.com

5. 労働法：規制改革会議「労働時間規制の見直し」と「ジョブ型正社員の雇用ルール整備」について意見提示

2013年12月5日、政府の規制改革会議は、同会議雇用ワーキンググループの報告に基づき、労働時間規制の見直しに関する意見及びジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見を提示しました。

(1) 「労働時間規制の見直しに関する意見」

規制改革会議は、以下の概要による「労働時間の新たな適用除外制度の創設」を提案しています。

- ・ 適用除外の対象者の範囲については、国が目安を示し、企業レベルの集団的な労使自治に委ねる（労使協定により設定する。）。
- ・ 割増賃金制度は深夜を含めて適用しない。
- ・ 労使協定は労働基準監督署に届け出る。
- ・ 健康確保を徹底し、ワークライフバランスを促進するため、①労働時間の量的上限規制と、②休日・休暇取得促進に向けた強制的取組みをセットで導入する。その内容は、産業、職務等の特性に応じて、労使の合意によりいずれか一つ又は複数の組み合わせを選択するような仕組みを設ける。
- ・ 一定の試行期間を設け、当初は過半数組合のある企業に限定する。

(2) 「ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見」

また、ジョブ型正社員（職務、勤務地、労働時間いずれかが限定される正社員）の雇用ルールを以下の通り提案しています。

① 契約締結・変更時の労働条件明示について

- ・ ジョブ型正社員の雇用形態を導入する場合には、就業規則に具体的な契約類型を明確に定める。
- ・ ジョブ型正社員を採用するときは、書面で明確にし、労働条件を変更する場合にも、変更内容を書面で明示する。
- ・ 労働者条件通知書には無限定正社員か又はジョブ型正社員かの別について明示する。

Client Alert

②相互転換制度と均衡処遇について

- ・ 無限定契約との相互転換を円滑にする方策を法的枠組みも含めて検討する。
- ・ 相互転換においては、労働者本人の自発的意思を前提とし、労働条件決定を合意することに加え、労働条件変更の書面による明示を義務付ける。
- ・ 均衡処遇を図るために、有期労働契約について無期労働契約との不合理な労働条件の相違を認めないとする法律上の規定を設ける。

これらの意見について厚生労働省内における議論を「強く期待する」との表現が用いられ、また、必要に応じて規制改革会議が「積極的な働きかけを行っていく」とされています。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com

弁護士 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

6. 会社法：日本版スチュワードシップ・コード案の公表

2013年12月26日、金融庁に設置された有識者検討会は「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の素案を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20131226-6.html>

同コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任（投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任）を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めたものであり、具体的には、機関投資家に対し、①スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定・公表すること、②投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を通じて、認識の共有を図り、問題の改善に努めること、③議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を定めること、④議決権の行使等のスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて顧客・受益者に対して定期的に報告を行うこと等を定めています。

同コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではないため、機関投資家がどこまで従うか、また、従った場合にどのような影響があるか等は未知数ですが、コードの受け入れ状況の公表を促していることから、投資先となる企業側としても、機関投資家実際に同コードを踏まえて「目的を持った対話」（エンゲージメント）を求めてきた場合の対応（例えば、インサイダー情報とされない範囲でどこまで深い対話が可能か）等については、慎重な検討が必要と考えられます。

Client Alert

弁護士 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com
弁護士 河島 勇太
☎ 03-6266-8734
✉ yuta.kawashima@mhmjapan.com

7. 一般民事①：消費者裁判手続特例法の成立・公布について

2013年12月4日に、「消費者の財産的被害を集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」が成立し、同月11日に公布されました。施行は、公布日から3年以内の政令指定日とされています。

http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130419-2_131213.pdf

この法律は、いわゆる日本版クラスアクションを導入するものであり、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を、集団的に回復するための民事裁判手続きについて定めたものです。具体的な手続きとしては二段階型の訴訟制度となっており、第一段階（共通義務確認訴訟）では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（金銭支払義務）の有無について審理し、第二段階（簡易確定手続）では、第一段階で事業者の共通義務が認められた場合に、個別の消費者の債権を確定することとなっています。

なお、国会審議の過程で、政府に対し、濫訴防止や特定適格消費者団体の支援について、「速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことを求める附則を追加する等の修正が行われました。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/syuuseian/1_5346.htm

経過措置により、本法の施行前に締結された契約に関する請求には、本法は適用されないこととされています。但し、今後、消費者との契約を作成するにあたっては、同法についても十分留意する必要があります。

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
弁護士 大室 幸子
☎ 03-6212-8350
✉ sachiko.omuro@mhmjapan.com

8. 一般民事②：改正薬事法の成立・公布について

2013年12月6日に、「薬事法および薬剤師法の一部を改正する法律」が成立し、同月13日に公布されました。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/pdf/131218-1-4.pdf>

施行は、公布日から6ヶ月以内の政令指定日とされています。

この改正は、一般用医薬品のインターネット販売を一律に全面禁止していた省令を違

Client Alert

法とした最高裁判決（平成 25 年 1 月 11 日言渡し）等を踏まえてなされたものです。改正法においては、再定義された「一般用医薬品」についてはすべてインターネット販売も可能とされる一方、新たに「要指導医薬品」として新たに定義・区分された、医療用から一般用に移行してから間もない医薬品（いわゆるスイッチ直後品目）については、薬剤師による対面販売が義務づけられました。また、医療用医薬品（処方薬）については、従前どおり薬剤師による対面販売とされていますが、従前は省令にその旨を定めていた点が改められ、改正法中に規定が設けられました。

実際に一般用医薬品をインターネット販売するにあたっての細かな規則については、改正法中には定められていませんが、今後、平成 25 年 10 月 8 日付で厚生労働省一般医薬品の販売ルール策定グループにより公表された「一般医薬品の販売ルール等について」等を踏まえて政省令が定められると予想されるため、引き続き動向を注視する必要があります。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000025557.pdf>

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
弁護士 大室 幸子
☎ 03-6212-8350
✉ sachiko.omuro@mhmjapan.com

9. M&A：株式市場が上昇局面にあったことを考慮した価格決定事例

2013 年 11 月 6 日、東京地裁は、MBO による非上場化を行ったエース取引株式会社（「対象会社」）の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズ・アウトに関して対象会社の株主（「申立人」）が行った株式取得価格決定の申立てについて、株式取得価格を公開買付価格と同額の 320 円とする決定を行いました（抗告）。

わが国の裁判例上、株式取得価格決定の申立事件における取得価格は、①取得日における当該株式の客観的価値に加え、②強制的取得により失われる今後の株価の上昇に対する期待を評価した価格を考慮することが相当とされており、このうち、①については、近時の MBO 事例では公開買付けの公表前 1 ヶ月の市場株価の平均値を用いるケースが増えておりますが、本件では、公開買付けの公表日（2013 年 2 月 8 日）前 3 ヶ月の対象会社の株価・出来高、日経平均株価の推移を検討し、株式市場が急激な上昇局面にあり対象会社株式の市場株価も大きく上昇していたことを考慮して、公開買付けの公表前 3 ヶ月の市場株価の出来高加重平均値を基準とした点が特徴といえます。

なお、申立人は、全部取得条項付種類株式の取得に係る株主総会の基準日後に対象会社株式を取得していましたが、東京地裁は、セレブリックス株式取得価格決定申立事件と同様に、取得価格決定に係る申立適格を肯定しました。

Client Alert

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

弁護士 佐川 雄規
☎ 03-6266-8759
✉ yuki.sagawa@mhmjapan.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー： グループ内貸付と貸金業規制に関する最新のノーアクションレター

2013年11月26日付で、金融庁より、貸金業法に基づく貸金業登録の要否に関するノーアクションレター（「本レター」）が出されました。

http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/024/024_12b.pdf

金融庁は過去のノーアクションレターにおいて、①発行済株式の過半数を保有する子会社に対する親会社による貸付については貸金業登録は不要だが、②発行済株式の50%を保有する合弁会社の親会社が当該合弁会社に対して貸付を行う場合は、貸金業登録が必要との見解を明らかにしていました（2001年10月28日付及び2011年12月27日付ノーアクションレター）。

これに対し、本レターでは、発行済株式の50%ずつを保有する合弁会社の2つの親会社（「両親会社」）が当該合弁会社に対して行う貸付について、①両親会社間の合意に基づき合弁会社に対して同時・同額・同条件で貸付が行われること、②両親会社はそれぞれ合弁会社の株式（議決権）を50%ずつ保有していること、③両親会社が保有する合弁会社の株式は譲渡制限株式会社であること、④両親会社が貸付を行うに際し、株主間契約により相手方の同意を得ない株式の第三者譲渡が禁じられることから、当該貸付との関係で、1つの法人が親会社として合弁会社に対し100%の議決権を有している場合と同視できることを理由として、貸金業登録は不要との見解を明らかにしました。

旧レターにおける見解とは異なり、持株比率が過半数に満たない子会社に対する貸付も、一定の要件のもとでは貸金業登録なく行うことができる余地を認めたものとなります。企業のグローバル展開の影響を受けグループ間のファイナンス、キャッシュ・マネジメントの重要性はさらに高まっているため、今後の当局の対応と実務の蓄積が注目されます。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katumasa.suzuki@mhmjapan.com

弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

11. 税務：平成26年度税制改正大綱の概要

2013年12月24日、平成26年度の税制改正大綱が閣議決定されました。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf

同大綱は様々な税制上の措置を設けることとしていますが、実務の観点から特に重要

Client Alert

な改正は主に以下の点です。

① 民間投資活性化等のための税制上の措置

「生産性向上設備投資促進税制」、「ベンチャー投資促進税制」及び「事業再編促進税制」を中核とする投資活性化等を目的とした時限的な税制措置で、企業による幅広い活用が期待されています。

② 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止

3月末決算法人の場合、今期（2014年3月期）をもって納税の期間が終了します。

③ 交際費等の損金不算入措置の緩和

大企業等（資本金が1億円超の会社、資本金が5億円以上の会社の100%子会社等）について、現行法では原則として交際費等の全額が損金不算入とされていますが、改正後は、飲食費のために支出する費用の額の50%について損金算入が可能となります。それ以外の企業については、改正後は現行の800万円の枠内での損金算入と上記の50%損金算入制度の選択適用となります。

④ 国際課税原則の見直し

外国法人に対する課税原則を総合主義から帰属主義に見直すものですが、内国法人の外国税額控除の計算にも影響を与えます。

※ ①及び④については、当事務所 Tax Law Newsletter 2013年11月号（Vol. 3）において実務上の留意点を解説しております。さらに、①のうち事業再編促進税制については、2014年1月号（Vol. 4）（2014年1月中旬発行予定）において詳細を解説予定です。現在同 Newsletter の配信を受けられていない方で、これらの配信をご希望の方は、当事務所広報担当（mhm_info@mhmjapan.com）までご連絡を頂きたいと存じます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 栗原 宏幸
☎ 03-6266-8727
✉ hiroyuki.kurihara@mhmjapan.com

12. 中国・アジア：日本国及びミャンマー連邦共和国間の投資協定の締結について

日本国政府とミャンマー連邦共和国政府は、2013年12月15日、「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定」（「本協定」）に署名しました。

本協定は、いわゆる保護型（既に行なわれた投資を保護するもの）にとどまらず、いわゆる自由化型（参入段階も適用対象とする）投資協定です。

日本企業にとって特に重要な点は、収用等からの保護及び補償（第13条）並びに国家対投資家の紛争が投資仲裁に付託されること（第18条）が合意されたことです。政治的・

Client Alert

社会的情勢が不安定なミャンマーへの投資については、収用等のリスクに対応するためにASEAN 包括投資協定の適用を受けられるASEAN 諸国(シンガポールやタイ)を経由した投資も多くありましたが、今後は日本からの直接投資であってもこうしたリスクへの法的な対応が可能となります。

自由化型投資協定としての側面については、本協定は、内国民待遇(第 2 条)や特定措置の履行要求の禁止(第 6 条)を定めています。一方で、いわゆる現在留保(既存の規制措置を上記措置の例外とするが、当該規制措置については現状よりも規制を強化することはできないという留保。附属書 I 記載)や将来留保(当該分野は上記措置の例外とする留保。附属書 II 記載)が定められています(第 7 条)。したがって、自由化型投資協定としてどの程度の意味があるかについては、附属書の内容を踏まえた慎重な検討が必要です。この点については更なる分析が必要ですが、ミャンマーにおける外資規制の主たる手段である営業許可の所得強制(会社法 27 条 A)や土地に関する権利の取得制限が留保されていることからすると、必ずしも過大な期待は禁物であるように思われます。なお、ミャンマーでは外国投資法に基づく外資規制が変更されるとの観測が浮上しています。こうした動きをにらんだうえで日本企業が本協定をどのように活用できるかについては弊事務所内部でも更なる分析・検討を進めているところです。

弁護士 武川 丈士 (シンガポールオフィス駐在)

☎ +65-6593-9752

✉ takeshi.mukawa@mhmiapan.com

弁護士 文堂 友寛

☎ 03-6266-8791

✉ tomohiro.bundo@mhmiapan.com

セミナー情報

www.mhmiapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『景品表示法規制の最新論点とコンプライアンス&リスクマネジメント
～食品表示問題や景表法改正議論を踏まえて～』
開催日時 2014 年 1 月 20 日(月) 14:00~17:00
講師 池田 毅
主催 経営調査研究会

- セミナー 『知的財産権をめぐる契約条項の基本と実務』
開催日時 2014 年 1 月 21 日(火)13:30~16:30
講師 三好 豊
主催 株式会社商事法務

Client Alert

- セミナー 『<改正案提出をうけ緊急開催決定！>監査等委員会設置会社の創設と社外取締役等の要件の厳格化等～会社法改正法案のコーポレート・ガバナンス強化に関する重要論点～』
開催日時 2014年1月23日(木)10:00～12:30
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『最近の株主総会の特徴と実務上の留意点』
開催日時 2014年1月29日(水) 14:00～17:00
講師 奥山 健志
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『増大する輸出管理リスクへの対応～内外の安全保障貿易管理の強化に対して、企業防衛のノウハウを伝授～』
開催日時 2014年2月4日(火) 14:00～17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『近時大きな展開を見せる投資協定と、新興国投資の保護におけるその活用策』
開催日時 2014年2月5日(水) 13:30～15:30
講師 梅津 英明、石田 幹人
主催 FNコミュニケーションズ(主催)、金融ファクシミリ新聞社(共催)

文献情報

www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html

- 本 『『組織再編セミナー』法務・会計・税務のポイント』
出版社 株式会社商事法務
著者 菊地 伸(共著)、荒井 太一(共著)

- 本 「事例でわかるインサイダー取引」
出版社 株式会社商事法務
著者 戸嶋 浩二(編著)、久保田 修平(編著)、峯岸 健太郎、園田 観希央、石川 大輝、邊 英基、佐川 雄規、茨木 雅明

- 本 「Q&A そこが知りたい これからの金融モニタリング」
出版社 株式会社きんざい
著者 江平 享

Client Alert

- 本 「中国資本市場の現状と課題」
出版社 株式会社 財経詳報社
著者 石本 茂彦（共著）、江口 拓哉（共著）
- 論文 「自炊代行判決（東京地判平成 25・9・30、同平成 25・10・30）における複製主体の判断について」
掲載誌 NBL 1015号
著者 池村 聡
- 論文 「消費者権益保護法の改正について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.41 No.12
著者 落合 孝文
- 論文 「集団的消費者財産被害回復に係る法律の成立と実務上の留意点」
掲載誌 金融法務事情 No.1984
著者 足立 格（共著）、児島 幸良（共著）
- 論文 「特集 1 条文から解説！会社法改正法案「総論 改正議論の経緯と実務への影響」」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.14 No.2
著者 奥山 健志
- 論文 「アジア諸国の民事訴訟制度～消費者対応をふまえて～ 第二回 シンガポール」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.14 No.2
著者 宮岡 邦生（共著）、関戸 麦（共著）、眞鍋 佳奈（共著）
- 論文 「環境・エネルギー分野における 2014 年の展望」
掲載誌 会社法務 A2(to) Z No.80 2014 年 1 月号
著者 小林 卓泰（共著）、高宮 雄介（共著）
- 論文 「インド新会社法の解説～シンガポールを通じたインド投資の観点も踏まえて～」
掲載誌 シンガポール日本商工会議所月報 2013 年 12 月号
著者 小松 岳志（共著）、小山 洋平（共著）、関口 健一（共著）

Client Alert

- 論文 「JR 東海(新幹線運転士・酒気帯び)(減給処分無効確認等請求控訴)事件
(東京高裁 平 25.8.7 判決)」
掲載誌 WEB 労政時報 2013 年 12 月
著者 田口 靖晃

NEWS

- 日本経済新聞の「2013 年企業法務・弁護士調査」にて高い評価を得ました
日本経済新聞社による第 9 回「企業法務・弁護士調査」の結果、当事務所の弁護士
が高い評価を得ました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com